

2025年度 津山市中心市街地空き店舗等対策事業補助金

空き店舗×補助金で

活性化へあなたの力を

中心市街地への

出店希望者、募集中

5つのコンセプト



募集期間：令和7年4月15日(火)

～令和7年7月18日(金)まで ※当目16時必着

心強い！

1 専門家相談を
必ずご利用ください

中小企業診断士によるアドバイスがあります。

2025年6月30日(月)までに必ず
相談を受けて下さい。

無料相談の予約は
まちなかさろん再々へ



2 専門家相談後のお申込みから
補助金の受け取りまでの流れ

- 必要書類の提出：申込み
- プレゼンテーションによる審査会
※2025年8月4日(月)18時より予定
- 補助金交付申請
- 補助金交付決定
- 事業と実施と完了
- 補助金の交付

提出書類内容

- 空き店舗出店申込書
- 出店計画書
- 市税の完納証明書
- 店舗改装費の見積書
店舗設計図（写し）
位置図、写真
- 暴力団排除にかかる誓約書
- 誓約書（写し）
- その他
(必要な書類があれば添付)



物件探しも
詳しい説明も

補助
金額

詳細は裏面をご確認ください

改装費等

最大

200万円

商店街の空き店舗物件

賃料補助



最大 5万円/月

お問合せ・無料専門家相談 受付：10時～17時 火・水休み

津山市空き店舗対策機構事務局

津山市堺町5 まちなかさろん再々内

0868-23-2250

制度の詳細については津山市商業・交通政策課まで

0868-32-2081



魅力ある街づくりを目指して。

① 対象となる空き店舗

中心市街地内で、閉店されて1ヶ月以上
経過している店舗等が対象

※自己所有物件(3親等以内の親族等所有を含む)の場合は、閉店されて

1年以上経過していること。

・賃貸の場合は、不動産会社が仲介すること

・過去5年以内に、この補助金を受けて改装等を行った物件は対象になりません。



② 支援内容

(1) 専門家相談支援

お任せください

中小企業診断士による、
事業計画の作成サポート
や事業継続にかかる無料
相談

※毎週月曜日完全予約制

(2) 資金支援 (津山市補助金)

※補助金は空き店舗
対策機構を通じて出
店者に支払われます

申込み手続き

出店者は、商店街組合等を経由して津山市空き店舗対策機構事務局へ必要書類を添えて申し込んで下さい。

※出店者または空き店舗所有者が法人の場合は、追加で書類を求める場合があります。※当補助金の申込みには商店街組合等の推薦が必要になりますので、事前に調整を行ってください。※申込後の出店者等の変更は原則認められません。

事業区分	補助対象経費	補助額
空き店舗等出店支援事業	空き店舗等(自己所有を除く。)を活用した出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの ※備品は対象なりません	補助対象経費の3分の2以内の額(200万円を上限とする。)
	商店街の空き店舗等(自己所有を除く。)を活用した出店に必要な連続する12箇月分の店舗賃料(敷金、礼金、共益費等を除く。) ※商店街への出店に限ります	補助対象経費の3分の2以内の額(60万円(月額5万円)を上限とする。)
賑わい創出支援事業	自己所有(3親等以内の親族等所有を含む。)の空き店舗等物件を活用した出店に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費等の経費で市長が適当と認めるもの ※備品は対象なりません	補助対象経費の3分の1以内の額(100万円を上限とする。)

③ 補助の主な条件

- (1) 中心市街地区域からの移転ではないこと。※ただし、
中心市街地区域から商店街への移転は対象となります。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象と
なる事業ではないこと。
- (3) 営業開始から5年以上の営業を行うこと。
(開業後も1年間、経営状況の報告が必要)
- (4) 営業は原則週4日以上、昼間の時間帯にも行うこと。※昼間の
時間帯とは、午前11時から午後7時までの時間帯を指します。

(5) 商店街組合等が行う中心市街地活性化に資するイベント
などに積極的に参加すること。

※補助金の交付決定前の事前着手は補助の対象となりません。
※違反等、不正受給が発覚した場合は補助金の返還請求がある場合
があります

【応募について】

審査会において書類選考・面接を実施し、補助申請の可否を
決定します。詳しくはお問合せ下さい。※応募状況により、
審査会を省略し、書面による審査にする場合があります